

工事番号 410

開札日 H31.3.13

寄せられた質問と回答

工事名 サロマ湖漁港 -4. 5m航路浚渫その他工事

質問月日	質問	回答
H31.2.20	<p>見積依頼参考資料 No.3 掘削について</p> <p>特記【-4.5m 航路】第2条土工の11番には、4/29以降の開園中に運搬する可能性が示唆されていますが、開園中だと観光客の通行に伴い、土砂運搬は制約を受けることが予想されます。掘削量も土砂運搬量の低下に伴い、日当たり施工量が制約されるので、開園中の掘削については、別途施工見積の対象となりますでしょうか。</p>	<p>ご質問の現場条件が発生した場合は、別途施工見積になります。</p>
H31.3.1	<p>1. 仮設鋼矢板撤去はパイプロで撤去することとなっていますが、すでに変形していることから、パイプロでの撤去は困難なことが予想されます。海上撤去分はグラブバケットを用いた撤去となるかと思われませんが、施工見積もしくは実態に応じた設計変更となりますでしょうか。</p> <p>2. 見積参考資料の39にある水叩きコンクリートの打設では、直接打設を想定していると思われませんが、建設する構造物が高いため、アジテーター車から直接打設することは困難です。また、打設箇所に進入して打ち込む場合は打ち込めるスパン数が少なくなり、日当たり150m²の打設は困難です。つきましては打込み機械を設計変更で計上していただけますでしょうか。</p>	<p>1. 特記仕様書 工事仕様 第8条 仮設工 4項2)に記載のとおり、設計図書の内容と現場条件に差異が確認され、施工方法、使用機械を変更しなければならない場合は、設計変更の協議の対象と考えます。</p> <p>2. 当初設計においては、作業用通路として、付帯施設B部陸側にスロープを設けることとしており、工事車両等の通行は可能であると考えております。なお、設計図書の内容と現場条件に差異が確認され、施工方法、使用機械を変更しなければならない場合は、設計変更の協議の対象と考えます。</p>

工事番号 410

開札日 H31.3.13

寄せられた質問と回答

工事名 サロマ湖漁港 -4. 5m航路浚渫その他工事

質問月日	質問	回答
H31.3.1	<p>3. 設計書 7, 11, 14, 27, 30 番等の土砂等運搬では、第2湖口の橋やワッカ原生花園内を走行します。この道路は対面通行できる幅員ではないので、通常よりも運搬効率が低下します。施工見積もしくは実態に応じた設計変更となりますでしょうか。</p> <p>4. 設計書 16 番の【グラブ床掘（北開局）（普・硬・岩）】では、グラブ浚渫船の就業時間 10 時間、運転 8 時間となっています。1 湖口から浚渫船をえい航する作業形態になり、運転時間は減少すると思われ ますので、施工見積もしくは実態に応じた設計変更となりますでしょうか。</p> <p>5. 平成 31 年 1 月 9 日付けで通達いただきました「港湾・漁港部門における週休 2 日試行工事の実施方針について」をみますと、陸上作業と海上作業を分離した閉所として扱うことが記載されているようですが、この工事では陸上作業と海上作業を分離した閉所が認められるでしょうか。</p>	<p>3. 当初設計は、施工時の工夫によりダンプロックの台数を適切に設定することで片側交通による退避待ちが発生しないものと考えております。なお、他工事との輻輳により運搬効率が著しく低下する場合は、実態調査を行った上で、設計変更の協議の対象と考えます。</p> <p>4. 当初設計においては、グラブ浚渫船の運転時間に制約は無いものと考えております。実施工において、作業能力が著しく低下する場合は、実態調査等を行った上で、設計変更の協議の対象と考えます。</p> <p>5. 本工事は、海上施工が大部分を占め、「陸上作業と海上作業が混在する工事」と設定していないことから、陸上作業と海上作業を分離した閉所は認められません。 なお、本工事は、漁期に伴う工期の制約が大きいことから、4 週 8 休（1 型）を適用しております。</p>
H31.3.4	<p>「浚渫箇所は第2湖口地区、陸揚げ箇所は第1湖口地区となっていますが、施工箇所の点在に該当しないでしょうか。」</p>	<p>施工箇所が同一漁港及び同一自治体であるとともに、第2湖口地区における主たる工事期間に対し、第1湖口地区における工事期間が短期間であることに鑑み、施工箇所の点在とはしていません。</p>